

ソフトウェア使用許諾契約書

北斗パートナーズ株式会社（以下「甲」といいます）は、お客様（法人内の一事業所に限ります。以下「乙」といいます。）に、甲が提供する「介護・障害事業所向け BCP 作成支援システム Ⅱ Ⅱ Ⅱ」（以下「本ソフトウェア」と記載します。）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

乙が、甲のホームページより本ソフトウェアの使用申込みを行い、甲が乙に対し、ID 及びパスワードを発行した時点でソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は成立し、乙が本契約書のすべてに同意いただいたものといたします。なお、本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアのお申込みはご遠慮いただいております。

第 1 条（著作権）

- 1 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、甲に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。
- 2 本ソフトウェアとともに提供されるドキュメント等の関連資料（以下「関連資料」といいます。）およびサンプルコードの著作権は、甲に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

第 2 条（使用許諾）

- 1 乙は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利を本契約に基づき取得します。
- 2 乙が取得する前項の権利は、本ソフトウェアの使用申込みをした事業所に限るものとします。同一法人であっても、本ソフトウェアの使用申込みをしていない事業所は使用することができません。
- 3 乙は BCP 作成目的としてのみ、関連資料のコピーを作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書かにかかわらず、これらを、使用申込みをしていない他の事業所及び第三者にコピーを交付することはできません。

第 3 条（禁止事項）

- 1 乙は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- 2 乙は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- 3 乙は、本ソフトウェアを第三者（同一法人内の他の事業所も含む）に販売、貸与、使用許諾することはできません。

第4条（責任の制限）

- 1 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、甲は何らの保証もいたしません。
- 2 本ソフトウェアの使用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、甲は一切その責任を負いません。
- 3 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、甲は一切その責任を負いません。
- 4 第1項乃至第3項の他、本ソフトウェアの使用に関して、乙又は乙の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、甲は一切その責任を負いません。

第5条（本ソフトウェアの仕様変更）

- 1 甲が本ソフトウェアの仕様変更した場合には、乙に対して、仕様変更に関する情報を提供いたします。
- 2 前項の仕様変更に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて甲の裁量により決定します。

第6条（本契約の期間）

乙が、甲のホームページより本ソフトウェアの使用申込みを行い、甲が乙に対し、ID及びパスワードを発行した時点で本契約は成立し、次条により本契約が終了するまで有効であるものとします。

第7条（契約の終了）

- 1 乙は、書面により事前に甲まで通知することにより、いつでも本契約を終了させることができます。
- 2 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、乙に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
- 3 前項の場合、甲は、乙によって被った損害を乙に請求することができます。
- 4 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本ソフトウェア上の情報を削除するものとします。

以上